

2011年11月17日

京都府知事 山田啓二 様

**脱原発・ストップTPP・緊急経済対策と  
2012年度京都府予算に対する申し入れ**

日本共産党京都府会議員団

団長 前窪 義由紀

## はじめに

東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から8カ月が経過し、被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられていますが、原発事故収束の見通しも立たず、放射線被害は拡大しています。

野田内閣は、アメリカと財界の顔色をうかがい、その一言一句を忠実に実行する姿勢を鮮明にし、復興増税の強行、消費税増税法案提出の国際公約、TPP交渉参加の協議入り表明を強行しました。TPPは、関税撤廃だけでなく、非関税障壁の撤廃を原則に、農業、食の安全、医療、中小企業、金融、雇用などあらゆる分野で、アメリカの横暴に追随するもので、異常な円高もあり、京都経済、府民の暮らしも大変なことになるのは明らかです。

いま、大震災からの復興、原発事故、TPP、円高問題などにどのように立ち向かうのか、政府・自治体のあり方が問われています。わが党議員団は、本府が、「原発ゼロ」をめざす決断、TPP参加の断念などの立場に立って、府民のいのち暮らし最優先の府政を推進されることを求め、以下の緊急対策とともに、2012年度予算について要望するものです。

## 緊急対策

東日本大震災や円高等により京都経済は深刻な影響を受けています。年末を控え、来年度予算を待つことなく、厳しい経済・雇用状況を踏まえ、雇用、生活支援、中小企業資金繰り等の対策を、以下のとおり緊急に具体化することを求めます。

### 1、TPP参加について

例外なしの貿易自由化により、農業に壊滅的打撃を与え、食料自給を放棄するばかりか、雇用を含め地域経済、日本経済に大打撃を与えるTPP（環太平洋経済連携協定）について、府として府内の農業、関連産業、地域経済に与える影響を試算し、府民に明らかにするとともに、「協議入り表明」を撤回するよう、政府に強く求めること。

### 2、脱原発・再生可能エネルギーの飛躍的普及を

- ①「原発ゼロ」への政治決断と計画を政府が持つよう求めるとともに、大飯原発3号機の再稼働を認めず、福井の敦賀原発3、4号機の新規建設の中止と計画の撤回、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉と核燃料サイクルからの撤退、「老朽原発」の廃炉等を国と関西電力等に申し入れること。
- ②「京都府地域防災計画」の見直しにあたっては、対策範囲20<sup>㏎</sup>の原子力防災暫定計画を拡大するとともに、最新の知見にもとづき府域全体を視野に入れた対策となるよう万全を期すこと。
- ③環境放射線測定地（モニタリングポスト）を府域全体に広げるとともに、緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク（SPEEDI）の活用等により、府民に情報を公開すること。
- ④再生可能エネルギーを飛躍的に普及するため、太陽光パネル発電等への設置補助制度を創設すること。

### 3、東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちへの支援策強化を

- ①避難されている方に年末・年始への見舞金を支給すること。
- ②冬と年末年始を迎えるにあたり、訪問相談を含む特別の相談体制をとり、支援を強化すること。
- ③年末年始の帰省・帰郷のためのバス運行を臨時的におこなうこと。

### 4、雇用の確保と安定、拡大、生活支援に向けた緊急対策について

- ①日本写真印刷株の労働者700人削減と亀岡工場閉鎖計画を撤回し、すべての労働者の雇用と地域経済を守るよ

う強く働きかけること。パナソニック半導体事業の1000人削減計画など府内大企業のリストラの動きと影響を調査し、雇用と関連下請企業の経営を守る対策を講じること。

- ②来春の新規採用の拡大にむけて経済界への働きかけを強化すること。新規高卒者・大卒者が全員就職できるよう万全を期すとともに未就職者の正規雇用対策を拡充すること。
- ③国に対し、失業者の生活安定のため雇用保険法第27条の「全国延長給付」の発動など、雇用保険給付の延長や対象の拡大、雇用調整助成金の期間延長及び適用要件の緩和など弾力的運用を求めること。
- ④年末も年始も、府内全域で住居、生活保障、雇用などがワンストップで相談に乗れるよう、労働局、市町村とも連携して体制をとるとともに、一人ひとりに寄り添った相談・支援体制がとれるよう万全を期すこと。

## 5、緊急の円高対策・中小企業支援策について

- ①府内12万社すべてを訪問調査し、実情や要望内容を府議会に報告するとともに、「円高・不況緊急対策本部」を設置し、機動的かつ実効ある対策を講じること。
- ②急激な円高等で中小企業の経営が引き続き厳しい状況にあるため、金融円滑化法の再延長を国に強く求めること。京都府の借り換え融資を充実し、金融機関に対して、借り換え時や制度融資の条件変更柔軟に対応するよう求め、変更時等の保証協会の保証料への助成制度を実施すること。各種制度融資の返済据え置き期間を、現在の2年から3年に延長すること。返済据え置き期間の要望については、金融機関や保証協会の判断だけで決定するのではなく、京都府への報告を求め、府の意見付与ができる仕組みに改め、据え置き希望者の要望に応えること。
- ③政府に対し、円高を理由とした発注打ち切りや、下請け単価たたき、解雇など、大企業による中小企業いじめを許さないための指導監督の強化を求めること。下請け業者が矢面に立たなくても、行政が、下請け業者の申し立てを受け、責任を持って実態調査をし、問題解決すること。また、そのための体制を庁内につくること。
- ④京都産業21の制度利用や「イノベーション」などに限定せず、設備を導入した全ての業者を府のリース料助成の対象とするとともに、工場家賃や電気基本料金などの固定費へも直接補助するなど、中小企業への直接支援を行なうこと。
- ⑤雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金制度の3年間で300日までの支給限度を拡大し、中小企業の雇用を支えるよう政府に求めること。
- ⑥政府に対し、輸出依存で円高体質の経済構造を是正するため、内需主導の政策への転換を求めるとともに、投機マネー規制と通貨安定のための国際協議を世界に呼び掛けるよう求めること。

## 1、医療、社会保障の崩壊をくいとめる対策を

「構造改革」によって破壊されてきた医療・社会保障のいっそうの切り捨てをすすめる「社会保障と税の一体改革」の撤回を国へ求めるとともに、府民の命を暮らしを支える施策の抜本的拡充が必要です。その立場から、以下の事項の具体化を求めます。

- ①国民生活破壊の「社会保障と税の一体改革案」を撤回し、大震災の教訓を踏まえ、国民の命、人権を守るナショナルミニマムの整備、社会保障拡充を行うよう、国へ求めること。国に対し、社会保障費抑制路線の傷跡を修復し、医療費総枠を拡大し、保険でよい医療が提供できる診療報酬体系を確立するよう求めるとともに、現行の医療水準が後退することがないように、関係者と連携し万全を期すこと。
- ②深刻な無保険問題解決に向け、府として実態調査を行なうとともに、高すぎる国民健康保険料（税）の引き

下げのため、国の補助率の復元を求め、府の市町村国保への独自助成を復活すること。市町村に対し、保険証の取り上げ、資格証明書・短期証の発行は行なわないよう助言すること。新たな府民負担増につながり、市町村が住民の命を守る自治体の役割を果たせなくなる、国民健康保険の都道府県単位の一元化は中止すること。

- ③後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるとともに、廃止後の医療制度について、高齢者や現役世代の新たな負担増とならないよう、国の財政負担を求めること。70歳から74歳の窓口負担の一割から二割への引き上げの中止、撤回を求めること。また、京都府の老人医療費助成制度を縮小する計画を撤回するとともに、70歳から74歳の医療費負担増を国が実施した場合は京都府独自制度で一割に抑えるよう拡充すること。
- ④療養型病床群の廃止・削減計画が凍結・撤廃されるよう、国に廃止縮小計画の中止・撤回を求めること。
- ⑤医師養成数の抜本増及び医師確保のため予算増と診療報酬の改善、医師の養成確保計画の策定、不足診療科と医師不足の改善に向けた年次計画の策定を国へ求めるとともに、本府としても、地域医療確保のための医師確保計画を策定し、地域医療支援センターを活用し、オール京都の体制で医師不足地域への派遣等緊急支援対策を講じること。
- ⑥山城北医療圏における災害拠点病院の早期指定をおこなうこと、府下の災害拠点病院の医師確保を支援するなど、災害時初期救急医療体制の充実強化を図ること。府立与謝の海病院の脳外科医の早期確保支援を行うこと。
- ⑦特定健診・特定保健指導については、保健予防活動を後退させないこと。また、75歳以上の後期高齢者に対する健診・保健指導に必要な財政支援を行なうこと。
- ⑧高次脳機能障害支援について専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。独立した高次脳機能障害支援センターを整備し、コーディネーターを正規職員として配置するなど施策推進体制の抜本的強化をはかること。生活機能回復と社会参加のための地域訓練拠点施設の整備をおこなうこと。障害者手帳取得促進をはかること。
- ⑨脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充を図ること。
- ⑩国に対し、小児慢性特定疾患健康管理事業や特定疾患治療研究事業の継続と更なる拡充を求めること。府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた先天性胆道閉鎖症患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。難病全体を恒久的に負担軽減するような制度の検討を国に求めること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行なうこと。
- ⑪京都府感染症対策協議会肝炎部会は独立した「肝炎対策協議会」とし、患者や家族の代表の参加を求め、肝炎対策基本法に基づき定められる肝炎対策推進指針による集中的な検討を行なうこと。また、全医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制整備を図ること。京都府肝炎治療特別促進事業については、助成の対象となる治療を限定せず、インターフェロンについては、2回限り、1年以内（一部1年超）という助成回数・期間の制限をなくし、自己負担額を原則1万円とし、低所得者は無料とすること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ⑫「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、舞鶴医療センターに産婦人科医師を早急に派遣し、北部周産期医療体制を整備すること。また、NICU、PICUの整備、小児救急体制の南部をはじめ全二次医療圏での整備とシステムの充実を進めること。
- ⑬精神科救急医療体制の整備を引き続き進めること。府立洛南病院の救急患者や認知症患者の受け入れ態勢を拡充すること。府立与謝の海病院や公立南丹病院に精神科病床も整備し、中北部の精神科救急医療体制の整備拡充をおこなうこと。
- ⑭看護職員の配置基準の抜本改善、「5対1」入院基本料の新設など診療報酬の引き上げ、「第7次看護職員

需給見通し」の抜本見直しと改善を国へ求めること。看護職員の勤務条件改善へ国が設置する「企画委員会」に協力するとともに、労働局と連携し、深刻な看護現場の改善にむけた実態調査や必要なヒヤリングを行うこと。府立医科大学付属病院、府立洛南病院、府立与謝の海病院の夜勤体制の充実へ看護師を増員すること。府立医科大学付属病院の院内保育所を開設すること。府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実、准看護師移行教育のための「二年課程通信制」を早期に開設すること。OT、PTの養成確保と地域偏在解消のため、診療報酬の改善を国に求めるとともに、研修の充実など地域偏在解消対策を講じること。

- ⑮介護保険制度について、国庫負担を60%以上に引き上げ、国の責任で低所得者への減免措置をはじめ保険料・利用料の大幅軽減、特別養護老人ホーム入所待機者の解消等施設増設と基盤整備をはかること。軽度者などへの介護利用制限の撤回、すべての要介護者への必要な介護を提供、国庫負担による新予防給付や地域生活支援基盤の整備をすすめるよう、国へ求めること。
- ⑯介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、いっそうの賃金・労働条件等改善へ支援策の拡充を求めること。処遇改善交付金を拡充し、対象者を介護職員以外のすべての介護サービス従事者に拡充し、交付手続きの簡素化など大幅な改善を求めること。
- ⑰第5期介護保険事業支援計画の策定にあたって、住民や介護関係者の意見を十分反映させるとともに、特別養護老人ホームなど施設整備をすすめ在宅基盤の充実、地域包括支援センターの支援を行うこと。
- ⑱京都府に積み立てられている介護保険財政安定化基金を取り崩すこと。市町村拠出分は直ちに保険料軽減財源として市町村に返還すること。京都府拠出分について保険料軽減に充当できるよう市町村に交付すること。市町村が積み上げている介護保険給付準備基金について、第4期末には全額取り崩し、高齢者に還元するよう京都府として積極的に指導すること。
- ⑲「地域包括ケア」は、医療や介護への公的役割を後退させるという国がねらう方向ではなく、身近な単位で医療・保健・福祉・介護が切れ目なく受けられるよう、行政を軸に進めること。
- ⑳「障害者自立支援法」に変わる新たな法制度は、障害者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提案に沿い、難病・慢性疾患を持つ人、発達障害、高次脳機能障害をはじめとするすべての障害者を対象とした「障害者総合福祉法」となるよう、また障害者対策予算の抜本的増額を国へ求めること。「新法」ができるまで利用者負担軽減策等、時限的措置を継続し、本府としての支援策を検討するとともに、本人の収入に応じた応能負担とし、報酬は月払い方式とすること。また、新法制定においては、応能負担とし、報酬基準額の是正、現行の障害程度区分の改善、事業体系の見直し等、当事者、事業者の要望に基づくものとなるようにすること。
- ㉑盲ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可など、障害者の社会参加促進のために必要な支援を行うこと。京都府南部の聴覚障害者の支援体制を強化すること。手話通訳者の養成講座を拡充すること。  
地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。小規模作業所が新事業体系に移行するまでは、現行の府独自補助制度の水準を維持すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需をふやすこと。障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。
- ㉒現在検討されている福祉医療制度の見直しについて、所得制限の強化など制度の後退をさせないこと。また母子医療については父子家庭にも対象を拡大し、障害者医療制度の対象も拡大すること。また訪問看護についても、全ての福祉医療制度の対象とすること。
- ㉓生活保護費の国庫負担金を堅持し、老齢加算を復活させると同時に、夏季加算を実施するよう国に強く求めること。またクーラーの設置費用への支援を行うこと。生活保護の申請権を保障し、申請用紙を窓口を設置すること。また保護の辞退届の強要や、実態を無視した就労指導は行わないこと。また、3年間で5000人の自立目標を撤回し、寄り添い型の支援に徹すること。また本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適

用は行なわないこと。医療券方式から医療証方式にきりかえるよう関係機関と協議し、改善すること。生活保護世帯への見舞金を復活させること。

- ④希望者の要望に応え、生活福祉資金の生業資金貸付の運用改善を図ること。また「くらしの貸付」を復活し、通年化して貸付金額もひきあげること。

## 2、京都経済の主役である中小企業と雇用を守る、京都経済の立て直しを

中小企業の倒産の増加や雇用失業情勢の悪化など、経済危機が深刻化している。京都経済の主役である中小企業と雇用を守り、京都経済の立て直しを図ることが強く求められており、以下の施策の実施を求めます。

- ①日雇い派遣・製造業への派遣労働の禁止など、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるとともに、本府の雇用のための企業立地促進条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告協議する規定、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ②真っ先に雇用を奪われかねない障害者の雇用確保と拡大に力を尽くすとともに、中高齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みと指導を強化すること。
- ③トステムに対し、解雇されたすべての労働者の就職に責任を果たすよう強く求めること。労働局から直接雇用を命じられたジヤトコ元派遣労働者が正規雇用されるよう引き続き働きかけること。
- ④企業誘致偏重の施策を改め、「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、府内経済と雇用を支える中小企業への振興対策を抜本的に強化すること。また、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」「中小企業応援条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むとともに、中小企業応援条例の総括を行うこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」の設置など真に実効ある振興策を確立すること。
- ⑤西陣、丹後、京友禅の振興を図るため、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行なう対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など早急な実態調査を行なうこと。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成を図ること。伝統産業振興のために大規模な財政支援を行うこと。
- ⑥「北部産業技術支援センター」への技術職員の増員など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行なうこと。
- ⑦公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とするとともに請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行なうこと。
- ⑧府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめること。地元中小業者や官公需適格組合の仕事確保を図ること。また、経済波及効果が明確で、耐震改修や太陽光パネル設置などの推進のためにも、住宅リフォーム助成制度を中小建設業者の仕事確保の観点からも創設すること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。また、印刷物等については、製造物請負にかえ、適正な入札価格となるようにすること。
- ⑨府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保対策としても位置づけを発展させること。
- ⑩大型店の身勝手な出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用するとともに、国に対し大店立地法の需給調整排除の条項を削除し、まちづくり三法の見直しをするよう求めること。また、商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。
- ⑪制度融資の金融機関丸投げをやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行なう仕組みに変えること。中小企業支援融資については、商工会などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興を図ること。信用

保証料や金利負担の軽減を図ること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実を図ること。中小企業あんしん借換融資について、日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定を図ること。信用保険制度の改悪による責任制の導入を撤回するように国に求めること。

### 3、ふるさと再生—農林漁業支援の抜本的強化、自給率向上、食の安全の確保を

日本の農業を壊滅に導くTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加が、国民の大きな反対の声があるにもかかわらず、政府によって進められようとしています。鳥獣被害は「農業継続の意欲を奪う」深刻なもので、異常気象の影響もあり、被害がいつそう広がっています。京都府として、農林漁業再生に向け、全力をあげてことを強く求めます。

- ①「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、対策を講じること。
- ②農家が安心して米生産に励めるよう、生産費を償う価格保障と農業の多面的機能に着目した所得補償の強化で、米価18,000円の実現を強く政府に求めること。また、府独自にも最大限可能な価格保障、所得補償を実施すること。特裁米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家に対する所得補償制度を実施すること。すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。また、小豆・黒大豆・伝統京野菜などに積極的支援を行なうこと。
- ③主食であるコメを投機の対象とするコメの先物取引の試験上場が始まっている。先物取引は、米価を暴騰・暴落するものであり、中止を国に強く求めること。
- ④府の鳥獣被害対策予算をさらに増額し、防護柵や電気柵の設置補助率の大幅な引き上げ、罠・檻の設置費用、駆除後の処理費用に対する助成の引き上げ、モンキーダッグの育成に対する補助制度確立など、農林業従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行なうこと。「営農一体型防除対策」に限定せず、実情に応じた対策を機敏に実施すること。駆除を専門とする「有害鳥獣専任捕獲班」を常設すること。「特定鳥獣保護管理計画」の見直しにあたって、シカやクマの生息数を正確に調査すること。科学的で適切な個体管理実施のため、広域振興局ごとに学者や関係者で構成する「鳥獣害対策協議会」を設置すること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
- ⑤クマ出没対策について、住民の安全確保のために、出没情報や警戒情報などの周知徹底をはかること。また、児童生徒の登下校時の安全確保や高齢者などの安全確保に万全を期すこと。クマ鈴などの緊急配布を行うこと。府が責任を持って迅速に対応できるよう、直ちに麻醉銃を扱える人的配備を行なうこと。ナシ、桃、カキやクリなど被害にあった作物の被害補償を実施すること。クマの正確な生息数調査に基づき、保護管理計画を見直すこと。
- ⑥集落営農・受託組織など地域農業を守る農家の組織化・共同化を図り、農業機械更新については法人以外にも助成するなど、積極的に支援すること。
- ⑦多様な家族経営の維持・発展を図ること。新規就農支援対策を抜本的に強化し、貸与額の引き上げ、住宅対策、期間延長などを図ること。農家子弟に対しても必要な特別対策を講じること。農外企業が参入する場合は、「地域協定」の締結など、規制を行なうこと。農業委員会予算を拡充し活動強化を支援すること。
- ⑧都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興を図ること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。城陽市特産の寺田いも・茶などアラスの優良畑作地域の工業団地化計画を撤回し、市街化区域への用途変更は行なわないこと。
- ⑨中山間地直接支払い制度の積極的活用を図ること。また、実施状況を調査し、必要な拡充、改善を政府に要求すること。さらに、いわゆる「限界集落」をはじめ存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落存続の力をつくる担い手対策をはじめ、「命の里」再生事業が実効ある対策となるよう予算の増額、里の仕事人の増員、実施年限の延長など、抜本的に強化すること。
- ⑩23年度が最終年度になっている「農地・水保全管理支払交付金」の延長を国に強く要望すること。
- ⑪飼料自給化、特に飼料用稲（WC Sだけでなく穀実利用）の実用化への支援を行なうこと。国に対して、乳価の価格引き上げを強く要望すること。家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営支援対策

を強化すること。

- ⑫20ヵ月齢以下牛のBSE検査について、府独自検査を継続し、全頭検査体制を維持すること。米国産牛肉の輸入規制緩和に反対し、国内と同様の安全性対策を要求するよう国に求めること。
- ⑬口蹄疫、鳥インフルエンザなどの感染症について、畜産農家への情報徹底、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑭外材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。府内産材の利用促進のため、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など再生可能エネルギー事業の促進を図ること。
- ⑮育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興を図ること。栽培漁業センターへの支援を拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に要求するとともに、担い手対策を強化すること。また、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援を図ること。
- ⑯漁船、農業機械などに適用され、来年3月に期限切れとなる「免税軽油制度」の恒久化を政府に強く求めること。
- ⑰大型クラゲの大量発生が沿岸漁業に大きな被害を与えてきた。引き続き対策強化が強く求められており、漁網の改善、改良をはじめ予報体制を強化すること。
- ⑱「食の安全」確保のため、食品衛生監視員の専任化・増員を図り、保健環境研究所、保健所、消費生活安全センターなどの体制強化と検査機器の充実を図ること。市町村ごとの消費者相談の専門の窓口を早急に設置できるよう支援の強化を行なうこと。
- ⑲輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- ⑳地産地消の促進を図るため、府内の学校や保育園、福祉施設、病院等で府内産米など地元産食材の活用を促進すること。そのために必要な財政支援を行なうこと。
- ㉑この間の農協合併と経営優先の運営によって、農家組合員の農協離れが加速している。農協が民主的な運営に立ち返り、農協本来の役割をとりもどすよう、府として指導を強化すること。また、計画中の京都の農協一本化・大合併は行なわないよう指導すること。
- ㉒農家が農作物の放射能汚染について検査を要望する場合、農家が自己負担せず迅速に進められるよう、府として検査体制を強化すること。

#### **4、貧困から子どもを守り、豊かな未来を。子育て支援策の抜本的拡充を**

子どもの豊かな未来のために、人間らしい生活を取りもどし、貧困の解消へ向けた行政の取り組みが重要です。そのため子育て対策と教育予算を抜本的に拡充するとともに、府が市町村とも協力して、子育て支援対策を強化することが必要です。また、子どもに関わる事案に対応するため、児童相談所をはじめとした体制の強化、市町村、関係機関との連携をはじめ、総合的な支援策が求められています。よって、次の諸対策の実施を強く求めます。

- ①乳幼児医療費助成制度を、通院、入院ともに、中学校卒業まで無料化すること。当面、通院についても小学校卒業まで拡充し、月3000円までの自己負担及び償還払い制度は撤廃すること。
- ②国がすすめる「子ども・子育て新システム」は、保育所最低基準の引き下げの動きなど公的保育を後退させるものであり、これに反対するとともに、法案提出の撤回を求めること。待機児童の解消、保育士等の処遇改善などを求めること。また、小規模学童保育の支援を引き続き行なうとともに大規模学童保育所の解消を支援すること。障害児を含む学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減や1人親家庭への支援の強化に努めること。



本府の中高生を対象とした障害児放課後サポート事業を拡充すること。

- ③男女ともに子育てしながら働きやすい環境整備のため、有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善にむけ、労働局と連携して、企業への指導・援助を強めること。
- ④「家庭支援総合センター」の職員体制を拡充すること。また、乙訓・南丹地域に新たに児童相談所を設置し、府内での総合的な支援体制がいっそう充実されるようにすること。被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう体制を拡充すること。府民、市町村、関係機関と協力し、児童虐待の早期発見、保護、児童虐待そのものの根絶のための施策展開を図る実効性あるネットワークを構築すること。
- ⑤「子ども発達支援センター」は、ADHD・学習障害・高機能広汎性発達障害などの障害児も含め障害児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいっそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行なうこと。同センターの地域療育部門の拡充を図り、北部にも地域療育センターを整備すること。また、「発達障害者支援センター」の体制強化や、「圏域支援センター」の充実など対策を講じること。
- ⑥「配偶者暴力相談支援センター」の体制を強化すること。また、府北部、南部に配偶者暴力相談支援センターを設置すること。児童養護施設の増設などを行ない、緊急一時保護施設、母子生活支援を拡充すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑦乳幼児から大人までの喘息やアトピー性皮膚炎、アナフィラキシーショック、化学物質過敏症などアレルギー性疾患についての府内での実態調査を行ない、府としての総合的なアレルギー性疾患についての方針を確立すること。
- ⑧保健士や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行なうこと。
- ⑨児童ポルノによる被害児者を一人もつくらないために、情報リテラシー教育や性教育、府民への広報啓発などに努力すること。被害児者の支援体制を強化し、人的体制も拡充すること。

## 5、どの子にも行き届いた教育を。子どもを中心にした学校づくり 文化・芸術・スポーツの振興を

貧困と格差が子どもたちにも重大な影響を及ぼしているもとの、大震災をふまえ、学校が果たすさまざまな役割についても関心が高まっています。国民の運動と世論によって、公立高校の授業料無償化に続き、私立高校でも授業料無償制度が広がられました。どの子にも行き届いた教育を実現し、発達を保障するために、次の諸施策の実施を求めます。

- ①国に対し「30人学級」の実施を求めるとともに、全ての小・中学校の全学年で速やかに少人数学級を実施し、すべての高等学校にも拡充すること。また、いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して支援体制を強化すること。子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめること。競争教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の完全な中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。
- ②希望するすべての生徒に行き届いた高校教育の機会を保障し、中学卒業生数の増加にみあう募集定員増を行ない、地域の高校を守り発展させること。競争と格差を激化し、さらに特色選抜制など複雑な高校入試制度を抜本的に見直すこと。現在検討が始められている「京都市・乙訓通学圏の在り方」については、「多様なニーズ」「特色ある学校づくり」を名目にした、学校間序列を助長し、子どもを選別するような見直しを行わないこと。そのためにも総合選抜制を堅持・拡充し、普通科を減らさないこと。定時制・通信制高校の「あり

方見直し」については、生徒や保護者・教職員をはじめ幅広く府民の意見を聞くことを重視するとともに、統廃合や定数削減は行なわないうで、南部地域に新設すること。養護教員の正規化、支援員の配置拡充、教育条件の改善を行なうこと。

- ③特別支援教育について、大規模校と長距離・長時間通学の解消のため、城陽市に一刻も早く養護学校を新設すること。向日が丘養護学校などの老朽校舎の抜本的改修や寄宿舎の充実を図ること。盲学校も含め特別支援学校に経験豊かな教員の適正な配置を行なうこと。高校や私立学校を含むすべての学校に特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。特別支援学級の存続と発展、通級指導教室の拡充を行なうこと。
- ④教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員の配置を抜本的に改め、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、全ての学校に専科教員を配置し、養護教員、事務職員の複数配置、食育の充実に欠かせない栄養教諭・職員および専任の図書館司書の全校配置、スクールカウンセラーの拡充など、教職員定数・配置の抜本改善を図ること。希望する全ての学校にまなびアドバイザー（スクールソーシャルワーカー）を配置すること。
- ⑤公立高校授業料無償制度の「見直し」に反対し、存続を国に対しつよく求めること。義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図るとともに、就・修学援助制度を拡充すること。高等学校等の保護者負担の軽減や通学費補助の拡充、給付制奨学金も含めた各種奨学金制度の充実を図るとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑥年収 500 万円未満世帯まで拡充された府の私立高校授業料無償制度をいっそう拡充し、他府県私学への通学生や専修学校高等過程も対象とし、生徒への直接助成とすること。国に対し、私立高校において授業料を無償化するための予算措置を求めること。
- ⑦高すぎる大学の学費の値下げを行なうよう、国に要望するとともに、給付制の奨学金の導入を求めること。また本府としても、府内出身の大学生等に対して無利子の奨学金制度を創設すること。
- ⑧府立学校の耐震工事やバリアフリー化を期限をきって早急に府の責任ですすめること。そのためにも国に対し、国庫補助制度の拡充、木造二階建て未満の校舎なども対象にするよう求めること。市町村への支援も行なうこと。子どもたちへの科学的な防災教育（原発・放射能災害をふくむ）をすすめるとともに、登下校や日常生活の安全対策を支える予算措置、指導に携わる教職員及び学童保育所など児童福祉施設の職員増員に積極的にとりくむこと。
- ⑨同和奨学金償還対策事業は廃止すること。
- ⑩府立体育館の改修にあたっては府民が利用しやすいようにし、指導員・職員を増員すること。伏見港公園体育館など老朽化した施設についても、遅滞なく大規模な修繕・改修を実施すること。また、府立、指定管理施設を含め、施設の目的に沿った安価な施設利用料・駐車料とし、南山城少年自然の家を存続・拡充させること。市町村の学校・子どもたちへの舞台公演等への支援事業を復活・拡充させること。
- ⑪憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という国の責務を果たすよう、国に求めること。
- ⑫公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行ない、さらに府立大学の老朽校舎の整備、耐震をふくめた改修を急ぐこと。府立2大学の授業料減免措置を拡充すること。

## 6、原子力発電からの撤退

### 再生可能エネルギーを基幹エネルギーとする環境行政、地域づくりの実現を

東日本大震災から約8カ月余りが経過しようとしています。東京電力福島第一原発事故の収束するめどはたたず、放射能汚染が広がっています。ところが野田内閣は、国連で「原子力発電の安全性を世界最高水準にたかめる」とし新興国などの「高い関心にしっかり応えていく」と、財界が求める原発の輸出を推進する立場を鮮明にしています。

これまでも、政府は原子力発電所のトラブルや事故により、運転が停止し、原子力発電の増設と稼働率アップを前提に、省エネや再生可能エネルギーの導入を抑制し、CO<sub>2</sub>排出の多い石炭火力発電所の増設を容認し、排出量取引制度などの導入を先送りするなど、主要な温暖化対策を後回しにしています。これを改めるよう国に求めるとともに、京都府としても次の積極的な諸施策を実施することを求めます。

- ①京都府は、「地球温暖化対策推進計画」で、2011年度以降の温室効果ガス排出量について、当面の目標として2020年度までに1990年比25%削減、中期目標として2030年度までに40%、長期的目標として2050年までに80%以上削減目標を掲げていますが、原発の稼働を前提としており、目標達成に向けた計画の見直しを行うこと。
- ②全量固定価格買い取り制度に実施にあたっては、価格の引き上げとともに、電源開発促進税等を利用して電気料金に転嫁させないように求めること。
- ③再生可能エネルギーを京都府の基幹エネルギーとして位置づけること。また飛躍的な普及のため太陽光パネル発電設置目標等を見直すとともに、大幅なエネルギーシフトと省エネルギー社会実現に向けた中長期の目標を持つこと。
- ④化石燃料依存の発電は当面最小限にし、火力発電を高効率の天然ガス発電へと転換するなど、電力確保とCO<sub>2</sub>カットの両面から取り組むこと。
- ⑤太陽光、太陽熱、風力、洋上風力、地熱、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの普及・促進のため、再生可能エネルギー推進のため専門の部署を設置し、市町村と協力して推進すること。
- ⑥発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先アクセス原則など、電力事業者のあり方を検討するよう求めること。
- ⑦これまでのCO<sub>2</sub>削減の多くは、リーマンショック、原油高騰による景気後退と電気排出係数の変動によるもので今後、大規模排出事業者の、大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・トレード方式の導入を早急に実施すること。
- ⑧市町村に対し積極的取り組みを指導し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ⑨府域での温室効果ガスの削減に逆行する年間830万トンものCO<sub>2</sub>を排出する舞鶴石炭火力発電所の1・2号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO<sub>2</sub>排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- ⑩道路河川敷の緑化、屋上、壁面緑化の推進など市街地の緑化対策を強化し、ヒートアイランド化を防止すること。
- ⑪産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府が策定した「産業廃棄物規制条例」に基づいて、徹底立ち入り

検査の実施、不法投棄のルートと関与者の解明を行い、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行を実効ある措置を取ること。

- ⑫城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃汚染土壌は完全に撤去させること。地下水などの水質検査を定期的に行い、その結果を公表すること。汚染物質・土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に、万全の対策を講じること。また、条例、法令の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止を図ること。
- ⑬ゴミの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な指導援助を行なうこと。
- ⑭アスベスト対策、ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求めること。府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は改修して再利用を図るよう指導を強めること。また、府として、府保険環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化を図ること。
- ⑮舞鶴市の日本海精錬による鉛汚染問題については、工場周辺の汚染土壌の排除を求め、定期検査を実施し、監視体制を強化すること。
- ⑯中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充を図ること。
- ⑰原発防災計画は府内全域を対象としたものに改め、医師確保をはじめ、2次被爆医療体制を早急に整備すること。
- ⑱「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。遺伝子汚染が指摘されている鴨川のオオサンショウウオの実態調査、保護対策に取り組みこと。

## 7、水・公共事業・生活交通・高速道路など

仕事の大幅減少で深刻な事態に直面している地元中小業者の仕事おこしに特別の対策を講じ、地域経済を振興する施策を積極的に実施すること。ムダな大型公共事業の典型である、高速道路・ダム事業等の見直しを行なうとともに、公共事業の在り方については、府民の安全を守り、地震・風水害など防災対策を最優先し、生活密着型に切りかえることを求めます。

- ①淀川水系河川整備計画については、流域の多くの住民の安全とともに、宇治川や嵐山の景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業です。府は、計画の撤回を求めるとともに、天ヶ瀬ダム再開発の中止等、全面的な見直しを行なうこと。
- ②洪水を河川内におしとどめるこれまでの河川管理をあらため森林や水田の保水力を高め、遊水地等の配置、透水性舗装や雨水の貯留・浸透施設の設置など、総合的な河川管理に転換すること。
- ③災害に強い街づくりのため、遅れている河川改修、土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、堤防危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水常襲地域等の改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。また、舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ④予測される東南海・南海地震、直下型地震等、大規模地震対策を強化すること。学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震診断制度を交通費も含め無料化するとともに、シェルター方式の補助対象への追加など更なる制度拡充を図ること。

- ⑤学研都市開発計画は、木津東・木津北地区の中止及び全面的な見直しをすすめ、自然が生かされたまちづくりへと転換すること。
- ⑥交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる京都市内高速道路3路線は、建設の中止を求め、阪神道路株式会社から撤退すること。第2名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設中止を国に求めること。
- ⑦高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の歩行者安全対策を緊急に行なうこと。
- ⑧「京都府住宅基本計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない、府民の入居希望に応えること。国の「義務付け・枠付けの見直し」に伴う、公営住宅の整備基準・入居資格基準条例制定においては、入居収入基準の引き下げ等による入居者の追い出し、家賃値上げにつながらないようにするとともに、エレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化をはじめ、エレベーターの電気代及び耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替の府の費用負担などの入居者の声にしっかりと応えるものとする。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。
- ⑨マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行なうこと。また、温暖化対策に取り組むマンションを支援すること。
- ⑩キリンビール跡地の開発については、90メートルもの高層ビル建設や大型商業施設の出店など、地域社会や環境を壊すような計画は中止するよう求めること。また、当初計画の進捗について、住民への情報提供、住民説明を徹底させること。
- ⑪鉄道駅のバリアフリー化については、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（H23.3.31改正）において、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅は、平成32年度までに、全てにバリアフリー化を進めることになった。府としても鉄道事業者と協議を進め、早急な整備を進めること。JR奈良線複線化を急ぐこと。ホームに安全柵の設置等、安全対策を早急に講ずること。
- ⑫世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全を図ること。景観法の積極的活用を図り、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- ⑬市町村と連携し、過疎地域をふくめ通院・通学などの「生活の足」の確保、地域住民の「交通権」を保障するための財政的支援の拡充を国に求めるとともに、府としての財政面もふくめた支援強化を図ること。コミュニティバス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実を図ること。
- ⑭厳しい経済状況で、低価格入札が常態化する中で、現場労働者の労働環境の確保や、経済政策としての地元業者への発注の確保のためにも公契約条例を制定すること。
- ⑮入札制度の改善については、以下の点を十分に考慮し早急に行うこと。
- ・府内業者が参加すらできない指名入札の持ち点設定の見直し
  - ・業者の育成の観点に立ち、下請け工事も含めた工事实績額の評価
  - ・行政の広域化が地元業者の受注機会を奪うことがないように、地元業者の積極的な活用をすすめる
  - ・最低制限価格に極めて近い価格での落札が常態化している現状を改善すること。
- ⑯府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の活用を進めること。
- ⑰住宅改修助成制度を導入し、民間住宅の耐震化や長寿命化などによる社会資源・社会資本としての住宅ストックの強化を図ること。小規模工事希望者登録制度の実施で中小零細企業への発注を促進すること。
- ⑱府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、単年度工事だけでなく複数年にまたがる工事も対象とし、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保へ向け、発展させること。
- ⑲アスベスト対策を府としても強化すること。京都でもアスベスト訴訟が始まろうとする中、被災者へのしつ

かりとした国の補償はもちろんだが、解体現場などでの新たな被害を生み出さないためにも、大気汚染防止法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則など関係法規厳守の監督強化を府としても行うこと。

## 8、府政運営、京都地方税機構・関西広域連合について

「地域主権」改革とは、福祉、教育分野をはじめナショナルミニマムを保障する国の責任を投げ捨てるもので、これまで自公政権が続けてきた新自由主義的な「構造改革」路線を新たな装いで進めるものです。こうしたもと、京都府は関西広域連合への参加や京都地方税機構の実施等を進めており、自治体本来の役割を果たす立場から、以下の具体化を求めます。

### 府政運営

- ①この間1500名以上の職員削減が進められ、府民サービスは大きく後退しており、「給与費プログラム」の継続を中止し、これ以上の職員削減を止め、計画的な増員をはかること。またコスト重視の「業務委託」を拡大しないこと。
- ②異常な超勤の抜本的改善、メンタルヘルス対策の強化を進めること。
- ③府が雇用している非正規労働者の給与と労働条件を改善し、官製ワーキングプアを生み出さないこと。
- ④「地域主権改革一括法」による条例制定にあたっては、現行水準を低下させることのないようにすること。また、市町村への権限移譲にあたっては、要望をよく聞き、体制確立や財政的援助を行うこと。
- ⑤「指定管理者の見直し」にあたっては、効率やコストだけを選択基準にするのではなく、施設の設置趣旨が生かされる選択を行うこと。また、必要に応じ府直営に戻すことも検討すること。

### 京都地方税機構

- ①京都地方税機構に対し、違法な徴収・滞納整理は中止し、納税者の実情を調査して『納税緩和措置』を活用するよう求めること。
- ②府や市町村の課税自主権を事実上はく奪する法人関係税などの「事務移管」は中止・撤回すること。

### 関西広域連合

- ①関西財界の意向に沿った大阪中心の大型開発やカジノ導入の検討など、設立当初の事業分野にも府民の利益にも反する事業拡大をやめること。
- ②国出先機関の移管は、国の責任と役割を形骸化するものであり、移管を求める業務は取りやめること。プロジェクトチームにかかる人件費などに負担金を支出しないこと。
- ③分野別広域計画中間案に対して、府民への丁寧な広報と十分な期間設定を行ったパブリックコメントを実施するとともに、府内市町村やから意見要望の聞き取りを行うこと。

## 9、憲法を守りくらしにいかす、平和な京都と日本を

「核兵器のない世界」をめざす運動は、2010年のNPT再検討会議で「核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍縮撤廃」に関する「共同計画に取りくむ」ことで合意して以降、非同盟諸国の運動や世界の核兵器廃絶の運動が広がっています。この中で世界から日本国憲法の先見性が注目されています。

しかし、野田首相は、国連平和維持活動（PKO）への「積極的な参加」を打ち出し、海外での武力行使につながる自衛隊の武器使用権限拡大などを進める可能性を示唆し、また米国議会でも「辺野古移設」を疑問視する声があがっているにもかかわらず、沖縄・普天間基地の問題について、「辺野古移設」を推進する方向です。

こうした世界の新しい流れの中で、京都府は、府政運営の基本に憲法をしっかりと据えることが求められて

おり、次の諸施策を行うよう求めるものです。

- ①「武器輸出三原則」の見直しを許さず、核密約の徹底究明、「非核三原則」の厳守と「核抑止力」論からの脱却を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行い、核兵器廃絶を世界に発信すること。
- ②災害時緊急対応等を名目にした舞鶴西港、舞鶴国際ふ頭での自衛隊艦船の活動など、軍事的利用拡大は認めず、舞鶴港を平和の港として発展させること。米艦船等の舞鶴入港にあたっては、非核証明書の提出を求めること。
- ③周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。
- ④国民の基本的な人権、報道の自由及び医療機関や自治体労働者などの権利を侵害し、国民を罰則付きで戦争に強制動員する武力攻撃事態法などの「有事法制」及び国民保護法の廃止を国に強く求めること。
- ⑤「憲法違反」のアメリカの戦争支援は直ちに中止するよう政府に求めること。また、テロを根絶するため、全世界がテロを犯罪として取り締まるとともに、テロの土壌となっている貧困、飢餓、教育などへの支援を強めるよう政府に求めること。
- ⑥憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を守り、府民の暮らしのすみずみに生かすこと。